

(訳文)

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が、国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件を定める必要があることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府に提供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するための事業、共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化の

ための事業でなければならない。

- 2 個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

- 1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を承認する機関として合同委員会を設置する。

- 2 合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本国側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

フィリピン側委員部は、次の者で構成する。

国防省の一の代表者

外務省の一の代表者

貿易産業省の一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を承認するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づいて合同委員会により承認される。

5 この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。フィリピン共和国政府の権限のある当局は、国防省とする。

第三条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2 各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、外交上の経路を通じた両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3 この協定は、五年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年二月二十九日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

フィリピン共和国政府のために